

重要事項説明書(介護予防支援および介護予防ケアマネジメント)

2026年4月1日現在

介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり次の重要事項を説明します。

1. 西尾市地域包括支援センター寺津福地の概要

(1) 介護予防支援および介護予防ケアマネジメント事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業者の法人名	社会福祉法人 せんねん村
代表者氏名	理事長 中澤 信
事業所名	西尾市地域包括支援センター寺津福地
事業所所在地	西尾市平口町大溝 77 番地 特別養護老人ホームせんねん村施設内
指定事業所番号	2303200055
サービス提供地域	寺津小学校区、福地南部小学校区、福地北部小学校区

(2) 運営方針

- ・事業所のサービス提供職員は、ご利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行ないます。
- ・事業の実施にあたってはご利用者の心身状態やその環境に応じて、ご利用者の選択に基づき、ご利用者の自立に向けた目標を設定いたします。その目標を達成するために、適切な保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行ないます。
- ・サービス提供にあたってはご利用者の意思および人格を尊重いたします。常にご利用者の立場に立って、利用サービスが特定の種類または特定の介護予防サービス事業者等へ、不当に偏ることがないように公正中立に行ないます。
- ・サービス提供にあたっては、懇切丁寧に行なうことを旨とします。ご利用者またはその家族に対して、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行ないます。
- ・事業の運営にあたっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント事業者、介護保険施設、住民による自発的活動によるサービスなどを含めた地域において様々な取り組みを行なう者と連携に努めます。

(3) 職員体制

職 種	常 勤	非 常 勤	合 計
主任介護支援専門員(内1名は管理者兼務)	2名		2名
社会福祉士(内1名は認知症地域支援推進員兼務)	2名		2名
看護師		1名	1名
保健師	1名		1名
介護支援専門員		1名	1名

(4) 営業日および営業時間

営業日	年中無休	午前8時30分 ~ 午後5時30分
-----	------	-------------------

(5) 苦情の受付について

当介護予防支援および介護予防ケアマネジメント事業に関する苦情、または介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情につきましては、以下の窓口にて承ります。

苦情解決体制

地域包括支援センター寺津福地の 苦情受付窓口	担当 萩森 直紀
	受付時間 午前8時30分 ~ 午後5時30分
	電話0563-64-0002/FAX0563-65-6501

	氏名	肩書・職種	連絡先
苦情解決責任者	木下 典子	法人本部長	0563-65-5553
苦情受付担当者	阪部 寿子	施設長	0563-64-0001
	萩森 直紀	管理者	0563-64-0002
第三者委員	鈴木 正司	評議員	0563-57-2226
	松井 幸子	評議員	0563-72-7295
	西込 修詞	評議員	0563-65-5853

西尾市役所・健康福祉部長寿課	所在地 西尾市寄住町下田22番地
	電話0563-65-2119/FAX0563-64-0995
	受付時間 午前8時30分 ~ 午後5時15分
愛知県国民健康保険団体連合会	所在地 名古屋市東区泉一丁目6番地5号
	電話052-971-4165/FAX052-962-8870
	受付時間 午前9時 ~ 午後5時

(6) サービス利用料金について

介護予防支援および介護予防ケアマネジメントに関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

(7) 事故発生時の対応

担当職員は、ご利用者に対する介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

(8) 損害賠償について

当事業所が提供する介護予防支援および介護予防ケアマネジメント事業により計画された介護サービスを受ける際に、サービス事業者においてご利用者に損害を与えた場合には、当該事業者とご利用者による損害賠償についての契約に基づいて協議するものとします。

【個人情報の利用目的に関する同意書】

西尾市地域包括支援センター寺津福地(以下事業所)は、社会福祉法人せんねん村(以下法人)の基本方針、理念の下、ご利用者様の安心、安全、安寧な生活を支援させて頂いております。そのためには、ご利用者様からの情報提供が必要となります。以下に記載します、当事業所で取り扱う利用者様の情報について、その利用目的をご理解の上、情報提供と情報利用にご同意くださいますようお願いいたします。

【介護サービス提供にあたって必要な資料となります】

≪事業所内での利用≫

- ① ご利用者様への介護提供と健康維持、ご家族様の状況を把握するための基礎資料
- ② 介護保険事務に関わる書類作成時の資料
- ③ 介護予防支援および介護予防ケアマネジメントサービスを利用された場合、事業所の運営管理事務において必要となる資料

≪法人内での利用≫

- ④ より良いサービス提供のために、法人内で必要となる情報伝達・連携のための資料

≪外部への情報提供を伴う利用≫

- ⑤ ご利用者様、ご家族様に関して、サービス担当者会議等での連携、情報照会および回答を行なう際の資料（対象は介護予防サービス事業者、医療または保健関連機関など）
- ⑥ ご家族様等へ心身状況などを説明するための資料
- ⑦ 介護保険事務において、
 - ・ 介護報酬請求事務にあたり、審査支払機関へ請求手続きをするための資料
 - ・ 審査支払機関または保険者から照会があった場合に回答するための資料
- ⑧ サービス利用等に関する苦情を市町村等へ報告するための資料

【介護予防サービスの提供以外でも必要な資料となります】

≪法人内での利用≫

- ⑨ 法人内で行われる実習生教育のための資料
- ⑩ 法人内における介護サービスの質の向上、リスクマネジメント、業務の改善、マーケティング調査、経営分析のための研修・会議などの資料

上記利用目的の内、事業所内、法人内で利用する情報に関しては本同意書をお読み頂いた事をもって個人情報を利用させていただきます。また外部へ提供する情報に関しては、本同意書に署名を頂いた上で利用させていただきます。

また、上記以外の目的で個人情報を利用する場合は、その都度ご利用者様、ご家族様からの同意を得た上で利用いたします。

例 ・ 民間保険会社からの問い合わせ 等

【迷惑行為及びハラスメント防止指針】

事業所・職員および他の利用者に対する迷惑行為及びハラスメントは絶対に行わないで下さい。そのような行為が認められた場合には、サービスの中断や契約を解除することがあります。

(迷惑行為及びハラスメントの一例)

○性的な言動及び行動

・性的な事実関係を尋ねたり、性的な内容の情報(噂)を流布する、性的な冗談やからかい、個人的な性的体験談

を話す等

- ・性的な関係を強要する、必要なく身体へ接触する、わいせつ図画を配布・掲示する等
- ・その他、職員および他の利用者に不快感を与える性的な言動
 - 暴力行為及び暴言行為
- ・物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける等
- ・人格否定のおよび侮辱的な言動を発する(怒鳴る、奇声、大声を発する等)
 - 誹謗中傷
- ・インターネット、SNS、ビラ、回覧等で誹謗中傷を行う
 - 過剰又は不合理な要求
- ・合理的理由の無い謝罪の要求を行う
- ・合理的範囲を超えるサービス提供の要求や時間及び場所的拘束を行う
- ・その他、これに類する行為

【虐待の防止について】

本事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。
 - 虐待防止に関する責任者・担当者 管理者 萩森 直紀
- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- ・虐待の防止のための指針を作成します。

介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基いて重要事項ならびに個人情報の利用目的、迷惑行為及びハラスメント防止指針、虐待防止について説明いたしました。

事業所 指定介護予防支援事業所
〒445-0054 西尾市平口町大溝 77 番地
法人名 社会福祉法人 せんねん村
名称 西尾市地域包括支援センター寺津福地
電話番号 0563-64-0002
代表者 理事長 中澤 信
説明者 ()

私は本書面により、事業所から介護予防支援および介護予防ケアマネジメントについての重要事項ならびに個人情報の利用目的についての説明を受け、サービスの利用開始に同意します。

ご利用者氏名 印

署名代行者氏名 印 (ご利用者との関係)

署名代行理由

ご家族代表者氏名 印 (ご利用者との関係)